

時とき 所ところ 内内容 対対象・定員 料料金 持持ち物
申申し込み 問問い合わせ・申込先 Fファックス Eメール

市職員の給与などの状況

■職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和5年度	1,067人	37億5,359万円	6億277万円	14億2,731万円	57億8,367万円	542万円

(注)1. 職員手当には退職手当を含みません/2. 職員数は令和5年4月1日現在の人数です/3. 給与費には任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員およびフルタイムの会計年度任用職員を含みません。

■職員の平均給料月額および平均給与月額、平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
弘前市	29万9,232円	34万9,061円	41.3歳	27万3,713円	30万7,987円	55.6歳
国	32万3,823円	40万5,378円	42.1歳	28万8,144円	33万553円	51.2歳

■職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	弘前市	青森県	国	
一般行政職	大学卒	19万6,200円	20万2,400円	19万6,200円
	高校卒	16万6,600円	17万900円	16万6,600円
技能労務職	高校卒	16万4,000円	17万900円	-

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	経験年数				
	10年	20年	25年	30年	
一般行政職	大学卒	24万7,590円	32万987円	35万8,627円	40万1,383円
	高校卒	22万4,450円	29万3,500円	32万1,713円	35万2,725円
区分	経験年数7年~11年	経験年数17年~21年	経験年数22年~26年	経験年数27年~31年	
技能労務職	高校卒	21万6,933円	-	-	30万2,269円

■一般行政職の級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計	
標準的な職務内容	部長	部長・課長	課長	課長補佐	課長補佐・主幹	係長・主査	主事	主事		
職員数	14人	24人	43人	91人	117人	266人	187人	169人	911人	
構成比	1.6%	2.7%	4.8%	8.8%	12.8%	29.5%	20.9%	18.9%	100.0%	
参考	1年前の構成比	1.7%	3.0%	4.4%	8.8%	13.6%	31.5%	17.9%	19.1%	100.0%

■期末手当・勤勉手当の状況

令和5年度支給割合		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20(0.675)月分	0.95(0.45)月分
12月期	1.25(0.7)月分	1.00(0.475)月分
計	2.45(1.375)月分	1.95(0.925)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算 5~20%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

■特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	給料月額等	令和5年度期末手当	
給料	市長	105万円	支給割合 6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.300月分
	副市長	86万3,000円	
	代表監査委員	55万8,000円	
	教育長	74万9,000円	
報酬	議長	61万円	
	副議長	54万7,000円	
	議員	51万7,000円	

■退職手当の状況 (令和6年4月1日現在)

基本額	退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率		
	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
退職時特別昇給	なし		
調整額	在職中の職責等による貢献度に基づく加算(0~5万9,550円) × 60ヵ月		
1人当たり平均支給額	1,033万3,000円	0円	

(注) 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

問 人事課給与厚生係 (市役所2階、☎35-1136)
※市ホームページには、より詳しく掲載しているほか、職員の任免や勤務条件などの状況について公表する「人事行政の運営等の状況の公表」も掲載しています。

意見を募集します

- パブリックコメント -

次の計画の素案・案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント(意見公募手続き)を実施します。

①第3期弘前市子ども・子育て支援事業計画(素案)

子ども・子育て支援法に基づき策定された「第2期弘前市子ども・子育て支援事業計画」の期間満了に伴い、新たに策定します。

募集期間 12月26日(木)~1月20日(月・必着)

閲覧場所 こども家庭課(市役所1階)または~①・②共通事項~に記載の閲覧場所(◆)

提出方法 ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、こども家庭課宛て/②こども家庭課へ持参(平日のみ)/③F 39-7003/④E kodomokatei@city.hirosaki.lg.jp/⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
問 こども家庭課(☎35-1131)

②弘前市宿泊税条例(案)

観光客の来訪や交流の促進、市民生活と調和した持続可能な観光の振興に必要な財源を安定的に確保するために、「宿泊税」の導入を検討しています。

募集期間 12月10日(火)~1月6日(月・必着)

閲覧場所 市民税課(市役所2階)または~①・②共通事項~に記載の閲覧場所(◆)

提出方法 ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、市民税課宛て/②市民税課へ持参(平日のみ)/③F 38-2902/④E shiminzei@city.hirosaki.lg.jp/⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
問 市民税課(☎35-1117)

~①・②共通事項~

閲覧場所(◆) 市役所総合案内所、岩木総合支所総務課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課(五所字野沢)、市民課駅前分室(ヒロ口(駅前町)3階)、市民課城東分室(総合学習センター内、末広4丁目)、各出張所
※市民課駅前分室は土・日曜日と祝日も閲覧可(年末年始を除く)/市ホームページからも閲覧可

対 次の①~⑥のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人/②市内に事務所または事業所を有する個人や法人、その他団体など/③市内の事務所または事業所に勤務する人/④市内の学校に在学

する人/⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人/⑥本計画(素案)または条例(案)に利害関係を有する人

記載事項 所定または任意の様式に、氏名(法人等の場合は名称および代表者氏名)、住所、在住・在学の区分(任意様式の場合は①~⑥のいずれか)、件名(任意様式のみ、「〇〇計画への意見」または「〇〇条例への意見」など)を明記し、提出してください。
※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

③津軽広域連合広域計画(案)

令和7年度~令和11年度までの広域連合の事務処理の方針や施策を示す広域計画を策定します。

募集期間 12月2日(月)~1月6日(月・必着)

閲覧場所 津軽広域連合事務局総務課
※津軽広域連合ホームページからも閲覧可能

対 津軽広域連合の関係市町村(弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村)に在住・在勤・在学する人および事務所や店舗を有する人

提出方法 所定または任意の様式に、氏名、住所、電話番号、在住・在勤・在学・事務所・店舗を有する人の区分、意見内容等を明記し、次の①~④のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8003、駅前町9の20、ヒロ口3階、津軽広域連合事務局総務課宛て/②津軽広域連合事務局へ持参(平日のみ)/③F 33-2201/④E rengou@tsugarukoiki.jp

問 津軽広域連合事務局総務課(☎31-1201)

~①・②・③すべての共通事項~

意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所・電話番号を除き、対応状況を市ホームページで公表します/個別の回答は行いません。

その他 記入漏れ等がある場合は意見として受け付けません/電話など口頭では受け付けません。

今月の納税

問 収納課(市役所2階、☎40-7032、☎40-7033)

国民健康保険料 第6期
介護保険料 第6期
後期高齢者医療保険料 第6期

納期限 1/6(月)
納税には便利な口座振替をぜひご利用ください。

夜間・休日納税相談 平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日納税相談日を設けています。

夜間納税相談 12月16日(月)~20日(金)の午後5時~7時30分
休日納税相談 12月15日(日)・22日(日)の午前9時~午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。夜間・休日納税相談では、電話での相談や市税などの納付もできます。※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。